

＼やるべき？ いらない？ 迷っている方へ！

インボイス

令和5年10月1日から消費税インボイス制度開始！
登録する・しないで消費税の納税額が変わるかも…？

インボイス
登録あり



納付する消費税額 = 売上時の消費税額 - 仕入時の消費税額

インボイス
登録なし

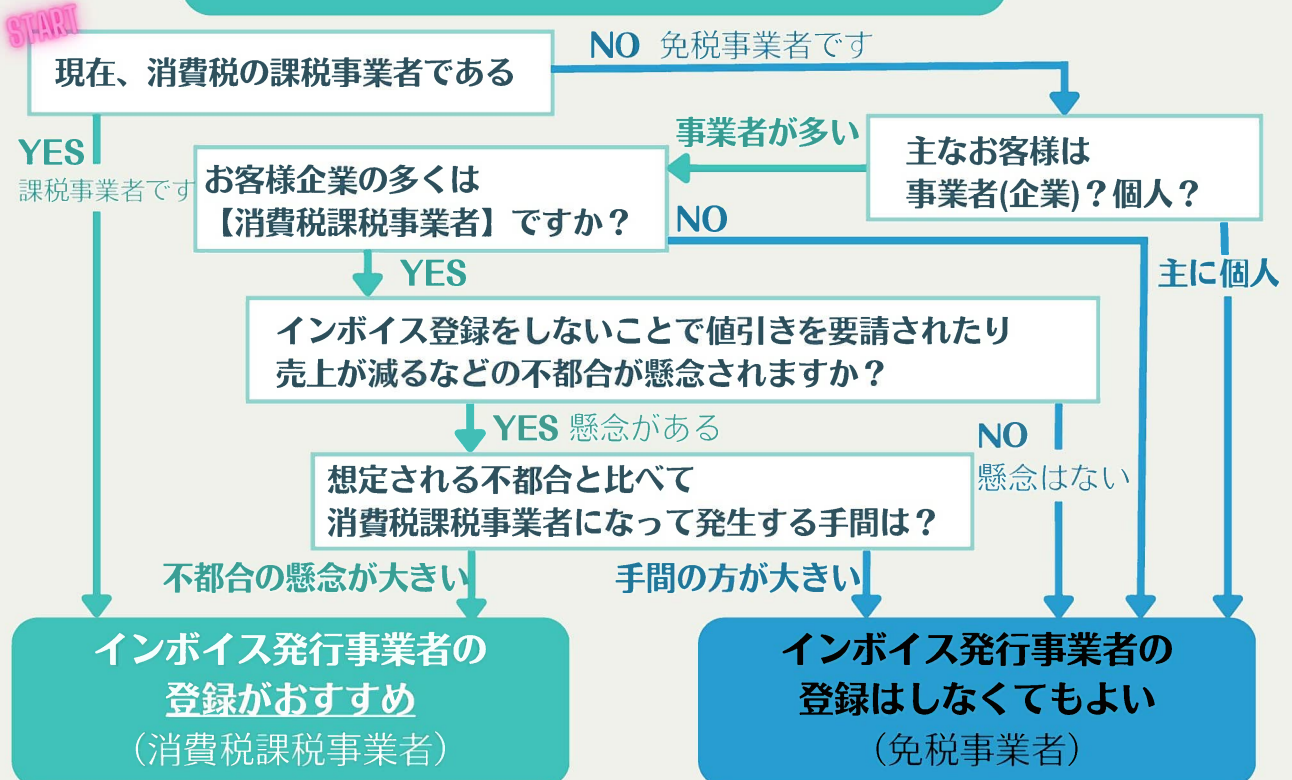


納付する消費税額 = 売上時の消費税額



※ 仕入税額控除をうける（＝消費税を納付する時に売上分から仕入分の消費税額を差し引ける）には、仕入先事業者（＝売り手）がインボイス登録をした上で適切な書面を発行することが必要です。

登録する？ しない？ 簡易判定フローチャート



このフローチャートは簡易ツールです。正しく判定するには自社の業績や取引先の状況を踏まえて検討する必要があります。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）負担軽減制度

インボイス発行事業者

一般課税

売上時の消費税額から
仕入時の消費税を
差し引いた額を納付

- ・課税売上額1000万円以上なら自動的に適用される。
- ・仕入や経費の実額計算が必要

登録時にどちらにするか選択する。
課税売上額が1000万円を超える場合は、一般課税方式しか選択することができない。

簡易課税

売上時の消費税額に
みなし仕入率を
掛けた金額を
差し引いた額を納付

- ・仕入税額の実額計算不要
- ・事前の届出が必要
- ・業種によって掛け率に差

2割特例

売上時の2割だけ

消費税を納付すればOK

- ・課税売上額1000万円未満限定
- ・仕入税額の実額計算不要
- ・事前の届出は不要
- ・業種による制限なし

小規模事業者向け、期間限定の
負担軽減措置制度
令和5年10月1日～令和8年9月30日
を含む期間の年度のみ適用

免税事業者

従来通り

消費税の納付義務なし

免税事業者から仕入分について
買手は仕入控除できません。

ただし、令和5年10月1日から
令和11年9月30日までは、段階
的に仕入税額相当額の一定割合
(80%～50%)を仕入税額とみな
して控除できる経過措置があり
ます。

少額特例

税込1万円以下の仕入は、売り手のインボイス登録なしで仕入税額控除できる。

少額な返還インボイスの交付義務免除

返品や値引き、割戻しなどが税込1万円未満の場合、返還インボイスの交付が不要



消費税インボイス制度 特別相談窓口 【(公財)川崎市産業振興財団 川崎市中小企業サポートセンター】

インボイス制度についてお困り事がありましたら
ご相談ください。(要予約)

予約電話番号 044-548-4141

※9時～12時、13時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

所在地：川崎市幸区堀川町6-6-20 川崎市産業振興会館7階

税理士等の専門家派遣も実施しています！

中小企業、個人事業者及びNPO法人を対象に、税理士などの
登録専門家を無料で派遣します。

- (1) 相談方法 訪問（Zoom、電話も可）（要予約）
- (2) 申込方法 申込書をFAX又はメール
FAX: 044-548-4151
E-mail: oneday@kawasaki-net.ne.jp
- (3) 時間 9時～12時、13時～17時
（土・日・祝日、年末年始を除く）



申込書

経営相談（窓口・巡回） 【川崎商工会議所】

窓口・巡回・Zoomにて
ご相談いただけます。

電話番号

(本部・川崎幸) 044-211-4114

(中原) 044-433-7755

(高津宮前) 044-811-2804

(多摩麻生) 044-932-1100

※9時～12時、13時～17時15分
（土・日・祝日、年末年始を除く）



川崎商工会議所 HP

お問合せ先

チラシに関すること

特別相談窓口・経営相談に関すること

川崎市経済労働局 観光・地域活力推進部

川崎市経済労働局 産業政策部企画課

☎ 044-200-2328

☎ 044-200-2332